

# 東京ドームに応援しに行こう！ 第4回 日帰り応援バスツアー！

\*イメージ

シーズンも佳境に入る9月にこの一戦！！  
広島東洋カーブはプレイオフ圏内(3位)を目指して！  
読売ジャイアンツは優勝を目指して！  
この熱い戦いを見逃すな！！

緊急企画  
TAAプレゼント



## ■開催日

9/11(土)

## ■集合・解散

佐野市アリーナためま駐車場 住所：栃木県佐野市戸奈良町21

## ■スケジュール

○集合(12:00) 出発(12:30) → 貸切バスにて東京ドームへ → 東京ドーム到着(15:00頃) → 「野球体育博物館」見学 → 「東京ドーム内」へ！！(16:00頃)

試合観戦(広島東洋カーブ 対 読売ジャイアンツ 18:00 プレイボール)

○東京ドーム 出発(21:00頃) → アリーナためま駐車場 解散(23:30頃)

※上記スケジュール及び集合場所等は、現地事情および交通事情により、変更となる場合がございます。

## ■参加対象

琢朗 アスレティック アカデミー会員とそのご家族、友達

※年少～小学2年生のお子様だけの参加はできません。(保護者または引率の方の同伴が必要になります)

※友達の参加の場合は旅行代金が非会員価格が適用されます。

## ■募集人数

40名(最少催行人員 30名)

※定員になり次第締め切らせていただきます。

## ■旅行代金

TAA会員 11,000円(お一人様料金、消費税含む) \*大人も子供も同額。

非会員 13,000円(お一人様料金、消費税含む) \*大人も子供も同額。

旅行代金算出基準日 平成22年7月1日

## ■旅行代金に含まれるもの

- ・交通費・内野指定席チケット代
- ・野球体育博物館 入場料・東京ドーム商品券(1000円分\*東京ドーム内の売店等で利用出来ます)
- ・諸税

※含まれないもの [ご自宅～集合/解散地間の往復の交通費]

## ■添乗員の同行

添乗員は同行いたします。

## ■申込み締切日(先着順)

7/26

## ■申込み方法

TEL・FAXまたは、E-MAILにて受付いたします。旅行条件書をご確認の上、お申し込みください。

## お申し込みの流れ

7/26までにお申し込み下さい  
(Tel/E-mail/FAX)

----->  
受付完了後、正式申込書・旅行代金・  
お振込先等のご案内をさせていただきます。

旅行代金をお振込み下さい  
(ご案内後3日以内)

## ■お申込・お問合せ

お申込み FAX番号：03-6891-2212 E-mail：taa@s-rights.co.jp  
TEL番号：03-6891-2217

(株)ライツ・スポーツ・ソリューションズ内 「琢朗 アスレティック アカデミー」 担当：相山・竹内

石井琢朗選手の当日試合出場についての確約は致しかねます。  
雨天決行(台風などの荒天の場合はツアーが中止となる場合もあります)

## ■旅行企画・実施

株式会社 ライツ 東京都知事登録旅行業第2-5821号  
〒108-0073 東京都港区三田3-1-4 Net. 1三田ビル7F  
総合旅行業務取扱管理者 古賀 佐知夫

**募集型企画旅行「旅行条件書」**

この旅行は、株式会社ライツ(以下「当社」といいます。)の募集型国内企画旅行です。参加されるお客様と当社との募集型企画旅行契約は、下記旅行条件と当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

※この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

**【お申し込み】**

- (1)お申込の際、全員のお名前・年齢・ご住所・電話番号が必要になります。
- (2)電話等の通信手段にてお申込受付の場合、この時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と旅行代金の支払いが必要です。この期間に申込書の提出と旅行代金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。
- (3)旅行代金は「取消料」「違約料」のそれぞれ一部、又は全部として取り扱います。

**【お申し込み条件】**

- (1)お申し込み時に未成年の方は、原則として親権者の同意書が必要になります。
- (2)特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

**【旅行代金について】**

- (1)特に注釈のない限り、こども代金は旅行開始日当日を基準に満3歳以上12歳未満のお子様にも適用します。
- (2)旅行代金に含まれるもの...パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金、内野指定席チケット代、団体行動中の心付。(集合場所までの交通費、解散後の費用、飲食代は含まれておりません。)

**【旅行催行の中止・変更】**

- (1)参加人数が30名に満たない場合はツアー催行を中止とさせていただきます。
- (2)当社は天変地変、戦乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件その他やむおえない事由により旅行日程を変更する場合があります。

**【取り消し料】**

お申し込み後、お客様の都合で旅行を取り消しされる場合には旅行代金に対してお一人様につき次に定める取り消し料をいただきます。

10日前～8日前	20%
7日前～2日前	30%
前日	40%
旅行開始日	50%
無連絡不参加及び旅行開始後	100%

**【旅行契約の解除】**

当社は次に掲げる場合において旅行契約を解除する場合があります。

- (1)旅行者があらかじめ明示した性別、年齢その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2)旅行者が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認めるとき。
- (3)旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4)天変地変、戦乱、運送機関等における争議行為、国内外の官公署の命令その他の当社の管理できない事由により、旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (5)旅行代金が期日までに入金のないとき。

**【当社の責任】**

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、直接当社の故意または過失によりお客様に損害をあたえた場合、そのお客様が直接受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限り、特別補償規定によりお一人様につき15万円を限度として賠償します。
- (2)お荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、特別補償規定によりお一人様につき15万円を限度として賠償します。
- (3)天変地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により損害を被った場合は、当社は(1)の責任を負いません。

**【特別補償】**

当社は当社の責任が生ずるか否かを問わず、特別補償規定で定めるところにより旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体、又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。ただし、以下の事由によって生じた損害に対しては損害補償金を支払いません。

- (1)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害がお客様の故意、疾病等のほか、危険な運動等に起因する場合。
- (2)補償対象品の置き忘れ又は紛失の場合、単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害の場合。

**【お客様の責任】**

お客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為またはお客様が当社の旅行約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けず。

- (2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、万が一パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、添乗員に申し出なければなりません。

**【旅程保証】**

- (1)下記に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行)の規定により、その変更の内容に応じて変更補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
- (2)当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行う事があります。

当社が変更補償金を支払う変更	1件当たりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1、契約書面に記載した旅行開始日又は終了日の変更	1.5	3.0
2、契約書面に記載した入場する観光地又は施設。その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
3、契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面の記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り、)	1.0	2.0
4、契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5、上記の1～4に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注1) 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、その他のサービスの場合1該当事項毎に1件とします。 注2) 5に掲げる変更については、1～4の料金を適用せず、5の税率のみの適用となります。		

**【その他】**

- (1)万一出発時間に遅れツアーに参加出来なかった場合、責任は一切負いかねます。
- (2)道路事情その他やむを得ない事情により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。